

**Euro-PCT 出願において、Claims fee の削減措置に伴い
クレームが放棄されたと見做されるという意図せぬ結果を招くことがある**

2016年08月29日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

PCTに基づく国際出願を EP 広域段階へ移行する（Euro-PCT 出願をファイルする）際、クレーム数を 15 個以下に減らすことによって納付するクレーム費用（**claims fee**）を削減するという措置を講ずることがあります。これは、クレームの総数が 15 個を超える場合、超過クレームごとに 235 ユーロ（但し、50 個まで）を追加料金として納付する必要があり、その分、費用が嵩むからです。なお、クレームの総数が 50 個を超える場合、超過クレーム 1 つごとに 585 ユーロを別途納付する必要があるからです。また、クレーム数を削減することは、審査官による審査手続の早期化の観点からも有効です。

クレーム費用を削減する方法として、①超過クレームのうち審査の対象とするクレームに対してのみクレーム費用を所定期間内に納付する方法と、②超過クレームのうち審査の対象としないクレームを削除する補正を所定期間内に行うと共に必要なクレーム費用を所定期間内に納付する方法とが考えられます。

上記①②の方法には実務上どのような差異があるのでしょうか。この点について、以下に説明します。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.